

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

北川村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北川村全域

(1) 現況

本地域は、奈半利川の本流沿いに位置し、集落とともに農地が点在しており、平坦地は少ない。総面積の約95%が山林で占められており、傾斜地が多いなどの立地特性から、古くからユズの栽培が行われており、農業生産活動等を通じ、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されていることから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が今後とも適切に発揮される取組が必要である。

(2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|---|
| ① | 北川村全域 | 法第3条第3項第1項に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。